

別添【参考資料】

## 見積に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、見積を提出してください。

記

|                 |                          |                                                               |             |                                   |
|-----------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------|
| 業 務 名           | 国県道道路台帳附図修正箇所調査業務(南部 R8) |                                                               |             |                                   |
| 履 行 場 所         | 南部建設事務所管内                |                                                               |             |                                   |
| 業 務 担 当 課       | 建設局 南部建設事務所 土木管理課        |                                                               |             |                                   |
| 設 計<br>図書等      | 閲 覧 等 の 方 法              | ( <u>電子配布</u> ・ 閲 覧 ・ 貸 与 ・ そ の 他 )<br>令和8年7月3日～ (土・日・祭日を除く。) |             |                                   |
| 質 問             | 質 問 方 法                  | (システム・ <u>紙</u> ・FAX<br>・メール・その他)                             | 回 答 方 法     | (システム・ <u>紙</u> ・FAX<br>・メール・その他) |
|                 | 質 問 期 限                  | 令和8年7月8日                                                      | 回 答 日 時     | 令和8年7月9日                          |
|                 | 提 出 先                    | 南部建設事務所土木管理課                                                  | 回 答 場 所     | 南部建設事務所土木管理課                      |
| 保証金             | 入 札 保 証 金                | 適用なし                                                          |             |                                   |
|                 | 契 約 保 証 金                | <u>1. 免除</u> 2. 契約金額の 10/100                                  |             |                                   |
| 履行期限 (履行日数)     |                          | 令和8年9月18日                                                     | 履行日数        |                                   |
| 予 定 価 格 ( 税 込 ) |                          | 一 円                                                           |             |                                   |
| 添 付 書 類         |                          | 要 ・ <u>不要</u>                                                 |             |                                   |
| 最 低 制 限 価 格     |                          | 設定する・ <u>設定しない</u>                                            | 調 査 基 準 価 格 | 設定する・ <u>設定しない</u>                |
| そ の 他           |                          |                                                               |             |                                   |

(注意事項)

## 1 見積の無効

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定める見積参加資格がない者がした見積及びさいたま市契約規則に違反した見積は無効とする。
- (2) 明らかに連合によると認められる見積は無効とする。
- (3) 電子証明書の添付されていない見積は無効とする。
- (4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした見積は無効とする。
- (5) 予定価格を公表している場合において、当該予定価格を超えている見積は無効とする。

## 2 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。
- (2) 設計図書等の閲覧又は貸出しを工事（業務）担当課にて行う場合は、上記貸出期間中に指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、工事（業務）担当課に申し出ること。

3 添付書類として、見積内訳書が記載されている場合については、システムによる見積書提出の際に必ず添付すること。

4 契約の相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、見積書提出者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

5 再度見積は1回までとし、原則として初度見積の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。

6 見積の辞退

見積参加を希望しない場合には、見積を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

7 落札となるべき金額を見積した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、見積参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により見積書を提出する場合においては、見積書に任意の3桁の数値を記入すること。

8 やむを得ない理由により紙媒体による見積の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を見積書等の提出期限までに工事（業務）担当課に提出し、承認を得なければならない。

9 問い合わせ

さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課

電話：048-840-6197